

第6期赤穂市障がい福祉計画・第2期赤穂市障がい児福祉計画にかか るニーズ調査結果

目次

I. 調査の実施にあたって	2
1. 実施の目的	2
2. 調査の実施	2
3. 調査の回答	2
II. 調査の結果	3
1. 団体・事業所の設立目的・組織の概要・活動内容などについて	3
①活動にあたっての問題点など	3
②障害福祉サービス等の新たな展開（拡大）について（今後、3年程度の事業拡大）	4
2. 障がいのある人を取り巻く日常生活について、現在の状況や問題点・課題、必要な支援	4
①相談支援体制について	4
②障害福祉サービス等について	5
③在宅生活を続けるために必要なサービスについて	7
④保健・医療について	8
⑤教育について	8
⑥療育について	9
⑦就労について	10
⑧障がいや障がいのある人に対する理解、福祉教育、人権問題について	11
⑨障がいのある人のスポーツ・文化活動・余暇活動について	11
⑩交流、地域の助け合い（地域福祉）などについて	12
⑪緊急時の支援について	13
⑫災害時の支援について	13
⑬親亡き後の支援について	14
⑭差別の解消、権利擁護について	15
⑮防犯、消費者トラブルについて	15
⑯公共施設等のバリアフリー化について	16
⑰選挙について	16
3. 「地域共生社会」の実現に地域住民が「我が事」として取り組む仕組み	17
4. 地域移行を進めるために必要な支援	18
5. 今後、赤穂市において重点的に取り組む施策（事業）について	19
6. その他、障がい者施策全般についてご意見やご要望などがありましたらご記入ください。	20

I. 調査の実施にあたって

1. 実施の目的

障害者総合支援法に基づく第6期赤穂市障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく第2期赤穂市障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい者団体・事業所等における活動状況や、本市の障がい者施策に対する意見をうかがい、今後の障がい福祉施策の推進に活かすため、本調査を実施しました。

2. 調査の実施

団体アンケートの実施にあたり、市内で活動する団体や事業所等にニーズ調査を配布し、回収を行いました。

また、調査の際にヒアリング希望をうかがいましたが、ヒアリングを希望される団体・事業所はありませんでした。

3. 調査の回答

ニーズ調査の配布数・回答数・回収率は、以下のとおりです

配布数	回答数	回収率
52件	52件	100%

Ⅱ. 調査の結果

1. 団体・事業所の設立目的・組織の概要・活動内容などについて

①活動にあたっての問題点など

活動にあたっての問題として、障がい者団体・事業所ともに「人材が不足している」と答えたところが多く、特に事業所で職員が不足しているところが多くみられました。

また、事業所においては、職員の高齢化や利用者のニーズが多様化しているなど、様々な理由から職員不足のみならず部屋が狭くなってきた、老朽化などの理由による「設備の不備」、職員の資質の向上について、課題を抱えるところが多くみられました。

【団体関係】

- 人数の確保が難しい【3件】
- 会員の高齢化が進んでいる
- 仕事している人が参加しにくい
- 自助グループへのつながりが少ない

【事業所関係】

- 職員不足（職員、支援員、職員の高齢化、ニーズの多様化）【7件】
- 施設面での不備（部屋が狭い、老朽化）【6件】
- 専門的な知識・力の向上が必要【2件】
- 新型コロナウイルスにより利用者の受け入れや活動が困難【2件】
- 適切なタイミングで関係機関と連携・情報共有を行う難しさ
- 被虐待児の暴言や器物損壊への支援が困難
- 集団生活ができない利用者への支援が困難
- 利用者の高齢重度化による作業効率の低下、介護場面の増加
- 利用者との意思疎通が難しいことがある
- 利用者共通の作業提供ができない
- 工賃の確保・維持に苦慮する
- 関係機関との連携がとれておらず、一貫したサービス提供に繋がっていない
- 作業支援と精神的ケアの両立が困難
- 就労移行支援から一般就労に繋がらない
- 本人のしたいことや能力と実際にできることに差があり、希望に添えないことがある
- 発達や障がい等に個人差があるため、グループでの活動が困難
- 受け皿が少なく、地域移行が進まない
- ひとりひとりに寄り添った対応を心掛けているが、全ての人に十分な配慮ができているとは言い難い

②障害福祉サービス等の新たな展開（拡大）について（今後、3年程度の事業拡大）

障害福祉サービス等の新たな展開について、時期は未定ですが、新たに生活介護の事業拡大の意向があります。しかし、ほとんどの事業所が今後の事業拡大は考えていません。

提供サービス	拡大サービス名	現在の定員	提供予定	時期
居宅介護、重度訪問介護	生活介護		20	未定

2. 障がいのある人を取り巻く日常生活について、ご存じの範囲で次の項目ごとに現在の状況や問題点・課題、必要な支援（整備）をご記入ください。

①相談支援体制について（福祉、医療、雇用、教育など、様々な分野における相談について）

「相談支援事業所、サービス等利用計画関係」に対する意見として、相談窓口や事業所における「連携が重要」という意見が多く出ています。そのほか、相談支援のレベルアップ、利用者が増えたことにより支援が十分にできていないなどの意見が出ています。

「相談全般」に対する意見としては、「相談窓口を知らない、わからない」という意見が多く、そのほか、本人が相談できないことへの支援や相談に対して抵抗がある場合への対応、ワンストップサービスの体制の整備などの意見が出ています。

相談に関する意見は多種多様で、意見も多く、団体・事業所における関心が高い分野と考えられます。

【相談支援事業所、サービス等利用計画関係】

- 支援機関が連携するための仕組みの構築が必要（連携が不十分、それぞれの機関の特性を知ること重要、切れ目ない支援のためにも連携）【5件】
- 相談支援のレベルアップ、質の向上【5件】
- ひとりの相談支援専門員が担当する人数が多く、きめ細かい支援ができていない
- 障害福祉サービス利用は計画相談が必須だが、施設任せが多い
- 新型コロナウイルスを踏まえた、支援体制の見直しが必要
- 施設の職員がいろんな相談に応じている
- ライフステージが変わるごとに福祉サービスが分断され、スムーズな移行ができていない
- サービスの質や量を含めて利用者や家族の意向に沿った提案ができないことがある
- 家族や利用者の高齢化を見据えた相談支援が必要
- 相談支援事業所が増えてセルフプラン利用者が減り、利用者の負担が減ってよかった
- 困難事例など各関係機関との情報共有が図れる仕組みづくりが必要
- 相談支援を利用しない（できない）状況にならないように注意が必要
- 専門員一人当たりの担当件数が飽和状態となっているが、報酬単価が改定により厳しくなったことが原因ではないか

【相談全般】

- 相談窓口を知らない、わかりにくい（周知できていない、どこへ相談すればいいのかわからない、総合相談窓口の設置が必要）【3件】
- 基幹相談支援センターが設置され、職員も増員され関係機関ともうまく連携し機能している
- 赤穂市の相談は適切に行われている、連携ができています
- 相談することで不利益を被るのではないかという思いがあり、相談に対して抵抗がある場合の対処が難しい
- 自ら相談しなかつたりできなかつたりする人がおり、孤立してしまわないような支援体制が必要
- ワンストップサービスを提供するための人材育成が必要
- 単独で関わっていることが多く、連携が取れていない
- 支援体制の情報について家族が理解していない
- 有資格者が専門的な相談・援助業務を通じて良質な福祉サービスの提供が出来る体制の構築
- 受容や価値観の多様化による保護者へのアプローチの難しさ
- 福祉全般を包括した支援ができる体制を整えることが必要
- 早期に相談をしていないことにより、現状での支援が難しくなっている

②障害福祉等サービスについて（不足しているサービス、子ども・成人・高齢者など、各ライフステージに応じて必要と思われるサービスなどについて）

■子どものサービス

子どもに関するサービスについて、「預かり」に関するサービスの希望が多く、具体的には短期入所や日中一時支援に対する希望が多くなっています。また就学後の療育事業の必要性、重度の障がいのある子どもが利用できる事業所の必要性、進学時の相談窓口についてなど、様々な意見が出ています。

【児童に関する障害福祉サービス関係】

- 短期入所（休日、夏季・冬季の預かり）【6件】
- 日中一時支援【5件】
- 就学後も手厚い療育を受けたい（学習支援）【3件】
- 重症心身障がい児、医療的ケア児が利用可能な事業所がない【3件】
- 進学時の相談窓口がない【2件】
- 言語の障がいのある子どもへの専門的な支援を受ける機会が必要
- 児童発達支援での利用時間、利用日数の増加
- 発達障がい児へのサポートの難しさ
- アフタースクールで障がいのある子どもの受け入れと健常児との交流が必要
- 障がい特特別の放課後等デイサービス事業所が必要

■成人のサービス

成人のサービスでは、短期入所、グループホーム、居宅介護を求める声が多く、理由としてはどれも不足しているという意見が多く、そのほかにも障がいの種類・特性にあったもの、休日や夜間対応などの要望も出ています。

障害福祉サービス等以外では、余暇に関する支援など、様々な意見が出ています。

【障害福祉サービス等関係】

- 短期入所（事業所の不足、キャンセル待ちが1年以上、精神対象の事業所がない）【9件】
- グループホーム（生活の場の確保、利用者のイメージがわきにくい）【4件】
- 居宅介護（夕方・夜間の利用ができない、ヘルパーの不足、）【4件】
- 生活介護（事業所の不足・入浴できる事業所）【3件】
- 行動援護事業（土日の利用ができない）【3件】
- 重症心身障がい者・医療的ケアが必要な人への支援が不十分（事業所の不足）【3件】
- 精神障がい、発達障がい者の通所事業所（特性に合わせた支援ができていない）【3件】
- 日中一時支援（不足している）【2件】
- 就労継続支援A型（車いす・身体障がいの人が通える）
- 入所施設
- 移動支援事業
- 入所、通所できる事業所が少ない
- 遠方の方は送迎サービスのない事業所が利用できない
- 報酬の低さとマンパワーの不足
- 夕方まで利用できるサービス

【障害福祉サービス等以外】

- 仕事以外での楽しみの場
- 就労継続支援B型事業所が終わってからの過ごし方
- 安否確認を毎日行うサービス
- 入所施設から地域生活移行のための基盤整備が不足
- 気軽に見学や体験のできる場がなく、親亡き後が心配
- 家族等に課題がある場合の支援体制の整備
- 入浴サービス
- 引きこもり等への支援
- 介護保険に該当しない身体障がい者の訪問リハビリ、訪問看護
- 各ライフステージ間の連携がうまくいっているのか

■高齢障がい者のサービス

高齢障がい者のサービスでは、同一サービスにおいては介護保険が優先という制度上に対する意見が多くみられました。具体的には、65歳を境に介護保険サービスへの移行の難しさや負担増になるケース、これまで利用していたサービスが利用できなくなるなど、様々な意見が出ています。

また、グループホームをはじめ、介護保険サービスと障害福祉サービスが一体となった共生型サービスなどの要望が出ています。

【障害福祉サービス関係】

- 65歳を境とした対応（障害福祉⇒介護保険）（自己負担が発生するので介護保険サービスへの移行が難しい。障害福祉から介護保険に変わることによって負担増やサービスが減ることがある。ヘルパーの派遣の際、障がいによるものか、加齢によるものかの見極め。介護保険優先の中での障がい福祉サービスの上乗せ利用の必要性）【6件】
- グループホーム（障がいに応じたもの。生活介護併設事業所がない）【3件】
- 介護保険サービスと障害福祉サービスが一体となった共生型サービスが必要【3件】
- 入院高齢精神障がい者の受け入れ可能な障害福祉サービス、介護保険入所施設
- 医療的ケアが必要な人の支援体制・環境面等が不十分

【障害福祉サービス関係以外】

- 高齢者を支える家族も高齢になり、家族のケアも必要
- 高齢の方は生活の場をなかなか変更できない
- 高齢化問題に対しての情報共有や勉強する場に家族が行かない（家族の支援力が弱い）
- 成年後見制度事業の推進
- 共生型サービスが少なく、高額費用になることから高齢障がい者の移行がスムーズにいかない

③在宅生活を続けるために必要なサービスについて（障害者総合支援法以外で、地域で生活していく上で必要と考えられるサービス）

総合支援法以外に必要なサービスとして、地域で生活するための地域の理解や協力、包括的な体制の整備に対する意見が多くみられました。また、余暇支援に関する意見、気軽に相談できる場所の確保などへの意見が出ています。

また、成年後見制度の利用や家族のレスパイトの場の提供に対しても意見が出ています。

- 地域での生活を維持するための地域の理解や見守り支援【6件】
- 住み慣れた地域で暮らすための地域生活支援拠点の整備【3件】
- 余暇活動（事業所の利用後。土日祝日の活動の場所）【2件】
- ちょっとした困りごとを相談できる環境や場所の確保【2件】
- 成年後見の利用【2件】
- 障がい者の家族のレスパイトの場の提供【2件】
- 地域包括ケアシステムの構築の推進（日常生活に必要な支援の整備）【2件】
- 学校以外でのカウンセリング場所の確保

- 地域の障がいに対する理解促進が必要
- 金銭管理
- 親亡き後の見守りや介護の体制づくり
- ネットワークサービスやスマートフォンの使い方の問題
- 移動手段の確保
- 時間に縛られないスポット的な短時間の見守り
- 障がいや保証人がいないことを理由に入居が困難
- 移動手段がない人への送迎サービスが必要

④保健・医療について（健康相談や健康づくり、障がいの予防、早期発見・対応体制、医療的ケア、リハビリテーション体制、病院の受入・連携、難病の人に対する医療、精神障がいの人の退院後地域移行に必要な支援などについて）

医療・リハビリに関する意見として、本人・家族に障がいの受容ができていないという意見が多く、それゆえに相談機関や支援機関へのつながりが遅れることとなるといった意見が出ています。また、医療受診時の支援を求める意見も出ています。

- 本人・家族の障がいへの受容ができていない（相談・支援の遅れ）【3件】
- 小児精神科の診察が市内で受けられない（発達障がいの受診）【2件】
- 受診同行のサービス（医師の説明の理解、服薬管理ができない）【2件】
- 障がいの早期発見のため、関係機関と連携をとり十分なサービス量の確保が必要【2件】
- 医療受診時の支援体制が不足している
- 住居支援や65歳以上の方の退院支援が困難（退院先の確保）
- 介護保険に該当しない人への訪問リハビリ、訪問看護の福祉サービスがない
- 入院した場合、情報がキャッチしづらく、医療機関と連携が取れない
- 市民病院小児科と連携した機能訓練の実施が必要
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組み、医療機関と地域支援者がともに退院支援を行うことが課題
- 入院時の付添（家族で対応できない）
- 専門員による相談利用に時間がかかり、保護者が必要とする時期に利用できない場合がある

⑤教育について（小中学校の体制、理解、進路・進学、特別支援教育、放課後、長期休暇などについて）

教育について、特別支援教育支援員（加配教諭）の配置増員やアフタースクールの充実・受け入れ体制に対する要望、関係機関との連携などに対する要望が多くみられました。また、個々の障がいに対応した指導方法や進級、進学の際の障がいの内容や特性についてのつながり・共有に対する意見、希望する学校への進学など、様々な意見が出ています。

- 普通学級利用時の加配教諭の配置
- 特別支援教育支援員の増員と、アフターの充実

- 支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、支援員の配置、通級指導等の対策を講じている
- アフタースクールにおける支援の必要な子どもの受け入れ態勢を充実してほしい
- 途切れのない援助のために関係機関がともに学び、連携し支援していくためのシステム構築
- 放課後等デイサービスと教育機関の連携が薄く、共通理解が取れにくい
- 地域の学校と特別支援学校の垣根を超えた体制が必要（情報共有）
- 福祉と教育の連携不足
- 交流学級と特別支援学級の担任間における連携と指導内容の見直しが課題
- 発達障がい児、LD児の学習支援が必要
- 児童生徒一人一人の発達段階と障がいの程度に合わせた指導が課題
- 進路を自由に選べるようにし、小中学校は児童に合わせた合理的配慮を行える体制をつくる
- 特別支援級、通級、交流級等、保護者が納得した上で進学時の選択の判断ができているのか疑問がある
- 特別支援学校の専門性がもっと生かせる体制づくり
- 特別な支援が必要な方への理解や専門性を高める必要がある
- 卒業後、社会に出たときに困らないためにルールやマナー、対人関係の築き方等学べる時間を増やす
- 支援学校から卒業した後の相談場所がわからない
- 学校や支援者によって、受けられる支援内容に大きな差がある
- 学ぶ過程において生じる困難さに応じた指導方法の工夫が課題
- 障がいの体験が身体障がい領域にとどまり、知的や発達障がいへの理解が進んでいない
- 教員の福祉に対する理解の向上が必要

⑥療育について（障がいのある子どもの医療、治療、育成、保育、教育などについて）

療育については、早期療育についての意見が多く、具体的には発達障がいの診断ができる専門医の確保や早期療育の受け皿の確保、言語指導・機能訓練の事業所が少ないなどの意見がみられます。また、保育所・幼稚園に関して、加配教諭等が確保できていないという意見がみられます。そのほか関係機関との連携や重症心身障がい児・医療的ケア児への療育の場の不足、土日に利用できるサービス、余暇活動に繋がる教室等の取り入れなどが求められています。

- 早期療育が重要（多方面からの支援が必要、発達障がい（小児精神科）が診れる専門医が市内にない、早期療育の受け皿が不足している、言語指導や機能訓練をしている事業所が少ない）
【6件】
- 障がいがあっても希望する保育が受けられる体制づくり（保育士・加配教諭が確保できていない）【3件】
- 障がいに応じて必要な支援につながるよう関係機関との連携を図る必要がある【3件】
- 重症心身障がい児・医療的ケア児が受けられる療育の場が少ない【2件】
- 福祉と教育の連携（放課後デイと学校が連携できていない）【2件】
- 保護者への支援【2件】
- 土日に利用できるサービスが欲しい

- 余暇活動に繋がる教室、音楽療法の取り入れ
- 適切なトレーニングを提供できる社会資源が整っていない
- 親子で同じ相談員に相談できる体制づくり
- 肥満になる割合が多いので、子どものころからの生活習慣・運動習慣が重要
- 市内に療育事業所が少なく、個々の求めるサービス内容を選択しにくい

⑦就労について（一般就労、福祉的就労、職業訓練、企業の理解などについて）

就労について、企業に対して理解を求める声が多くみられました。具体的には企業に対して理解してもらえる体制づくりや障がいそのものに対する理解についての意見が多くなっています。また、障がいのある人を受け入れてくれる企業が少ないことや職場実習・訓練の場の充実も求められています。企業に対する理解を求める声がある一方で、障がい者雇用により企業の理解が深まっているという逆の声もあります。

そのほか、企業から福祉的就労事業所に対する仕事のあっせんや企業と事業所が関われる機会の創出など、様々な意見が出ています。

- 企業の理解を進めて（企業が理解してもらえる体制づくり、企業担当者への障がい理解への研修の実施、職場で障がい者が理解されているか、障がいの特性を理解し本人と職場のマッチングがスムーズにできるように）【4件】
- 実習の受け入れが少ない（障がい枠の求人は実習受け入れが少ない、事前に実習をして双方が安心して雇用契約が結べるような流れが望ましい、仕事体験事業を実施してる企業が少ない）【3件】
- 関係機関との連携（就業・生活支援センター、商工会議所、農協、支援者の確保）【3件】
- 若い身体障がい者の方の就労の場、求人が少ない【2件】
- 発達障がい者の職場開拓が必要【2件】
- 就労定着への不安（福祉的就労から一般就労後の継続支援）【2件】
- 企業からの仕事のあっせんが少なく、仕事自体が不足している
- 一般企業にアピールしていく機会が欲しい
- 就労先と連携し、無理なく次のステップに進めるよう配慮する
- 将来的に安定した生活を送れるよう、自立に向けたプログラムの提供や企業と連携した就労機会の確保が必要
- 法定雇用率の引き上げや企業の果たす役割を明確にする必要がある
- 法定雇用率の引き上げに伴い、精神障がい者に対する企業理解が深まり、求職数が増加した
- 知りたい情報を収集できる仕組みがない
- 就労と生活の場所を一体的に考える必要性がある
- 就労系サービスの中で在宅サービスが受けられる体制があればよいと思う
- 各種助成措置や精神障害者雇用トータルサポーターの配置により、雇用促進を図る
- 一般就労している障がいがある人の一部に働く場以外の居場所がない
- 市外の就労移行支援事業所を利用中は工賃を得ることができないうえ交通費の負担が大きく、経済的理由で利用が難しい

- 知的障がい者の一般就労はかなりハードルが高い
- 就労支援事業所の定員を増やしてほしい

⑧障がいや障がいのある人に対する理解、福祉教育、人権問題について

障がいや障がいのある人に対する理解等について、「障がいのある人と関わる機会が必要」という意見が多く、具体的には障がいのある人がいて当たり前前環境を整える、幼児期からともに過ごす経験が必要、障がいのある人と関わる機会が少ないなどの意見が出ています。また「障がいそのものに対する理解を深めてほしい」という意見も多く、具体的には特に精神障がいに対して理解を求める声や企業や地域での啓発・研修の必要性を求める意見が多くなっています。

- 障がいのある人と関わる機会が必要（身近な存在として一緒に活動する機会を設け障がいのある人がいて当たり前前環境を整える、幼い時期からともに学び共に過ごす経験が理解や人権に対する基本的な考えを育む、障がいのある人と関わる機会が少ない）【6件】
- 障がいそのものに対する理解（精神疾患が身近なものである認識が必要、精神保健や精神疾患の支援や治療に携わっている専門スタッフの話聞く機会の設定、企業や地域での障がい者理解教育の場の提供。学校での教育が重要、児童期からの障がいのある人への理解に向けた啓発が必要、一般の人に向けた研修の機会）【6件】
- 平成28年に障害者差別解消法が施行されたが、まだ十分に理解されていない
- 当事者がどのように理解してほしいのか、どのように伝えたいのか理解し、発信する必要がある
- できること、できないことを理解し、同じ人間としての人権を体感しあう経験が必要
- 固定観念にとらわれず、個々に合わせた理解や評価ができるように
- 一緒に保育、教育するための知識や技術を大人や関係者が学びなおす
- 教育、職場、地域での話し合い、交流を繰り返し行う（対話と交流の反復）
- 支援者側の意識は高くなっているが、一般市民との温度差を感じることがある
- 本人が地域で自分らしく生活するために、地域に入り込んだ支援が必要
- 障がいについての福祉教育の推進

⑨障がいのある人のスポーツ・文化活動・余暇活動について（実施状況、取り組みやすさ、必要な支援・援助などについて）

スポーツ・文化活動・余暇活動について、「様々な機会や場を設けてほしい」という意見が多く、具体的には障がいの有無を問わず参加できる場、継続を意識した取組、参加しやすい環境づくりなど、様々な意見が見られます。次に「休日・余暇の過ごし方で悩んでいる」という意見も出ています。

- 様々な機会や場を設けてほしい（障がいの有無を問わず参加できる場、地域や外部での活動へのサポートがない、学生時代から継続を意識した取組、参加しやすい環境づくり、余暇活動に参加できる機会が必要）【5件】
- 休日や余暇の過ごし方で悩んでいる人が多い（休日の居場所づくりが課題、利用日でない休日、

雨の日に活用できる公共施設、余暇活動を充実させることで生活の質の向上につながる、休日の過ごし方に困る人がいる)【5件】

- 障がい者が利用できる情報が入ってこない
- 活動施設のバリアフリー化
- 施設入所者であっても移動支援サービスが利用できれば余暇活動の幅も広がる
- 余暇活動場所までの移動支援が必要
- 若い人が集まれる場所が少ない
- なじみのあるコミュニティでないと参加しづらい
- 障がいのある人を含めて共に活動を企画することや人材育成が必要
- 社会参加事業はいずれの市町も活発ではなく孤立が進行しかねない

⑩交流、地域の助け合い（地域福祉）などについて

交流、地域の助け合いについて、地域と関われる機会・場があればいい、地域との交流の場が少ないという意見のほか、様々な意見が出ています。

回答いただいた事業所自らが地域の人と関わる機会を設け、理解を得ながら取り組まれている事業所もみられます。

- 地域と関われる機会・場があればいい（地域や隣保との関係を作るためのイベントや交流の場が少ない、安心して過ごせる場所が不足、同年代の障がい者が自由に過ごせるサロンのような場所が必要、高齢者・幼児・障がいのある人が共に過ごせるデイサービスができないか、地域での自治会活動や行事に気軽に参加できるような環境)【6件】
- 地域との交流の場が少ない（地域から孤立している人がいる、交流の場があっても参加が減っている)【3件】
- 事業所のイベントに地域の方も参加してもらって交流している【3件】
- 地区の子供会への参加がしにくい
- ボランティアをしたい人と受けたい人のニーズを満たすための窓口の設置
- 地域交流を促せるように情報を得る必要がある
- 地区の民生委員など地域の方とつなげることで安心につながる
- 住民参加型の生活支援サービスが必要
- 赤穂市障害者自立支援協議会のネットワークを活用し、障がいのある子どもの社会参加の促進を図る
- 民生委員の研修とバックアップ体制が必要
- 地域の関りがある人はゴミ出しの支援を受けている人もいる

⑪緊急時の支援について

緊急時の支援について、24時間の支援体制をはじめ、緊急受け入れ先の確保、地域とのつながりが必要との意見が出ています。なお、各事業所の取組として、緊急時のマニュアルの作成や連絡体制の確保、医療機関等緊急連絡先の確認など、様々な緊急時における体制整備が進められている状況です。

- 事業所において、緊急時の対策が取られている（緊急時のマニュアルを作成している、キーパーソンを把握している、連絡体制を確実にしている、事前に主治医や緊急連絡先を確認し必要な措置とっている）【7件】
- 24時間の支援体制が必要（24時間対応の老人安否確認に類似した緊急通報システムの導入の検討、緊急時にいつでも相談できる場、24時間支援できる体制）【3件】
- 緊急時の受け入れ先の確保（短期入所の利用、短期入所先が不足している、緊急ショートの受け入れ態勢は整備されているのか）【3件】
- 自治会、民生委員、隣人等との関係や繋がり（身内がいなかったり在宅サービスを受けていない人が緊急時に一番頼れるのは近隣の人であることが多い、地域とのつながりがなければ緊急時の対応は難しい）【3件】
- 夜間の緊急対応をしてくれる場がない
- 緊急時にサポートファイルがあれば活用できるのでは
- 様々な緊急が考えられるため想定しておくことは難しい
- 家族の緊急時も大きな課題である
- キーパーソンとなる親族がない場合の医療行為への同意や判断をどうするのか
- 地域生活支援拠点事業の展開を活用し、体制整備されることが望ましい
- 休日や夜間時、障がいの機関にどのタイミングでつなぐのが適正なのか
- すべての人に「かかりつけ」の場があればよいと思う
- かかりつけ医が市外の場合、緊急時に市内のレスパイト入院の利用が難しい

⑫災害時の支援について

災害時の支援について、「地域における支援が必要」として、自力で避難できない人への支援から、当事者と地域のつながりの重要性、自治会や民生委員などによる支援体制づくりなど、様々な意見が出ています。また、「障がい特性に応じた避難所の整備」として、一般の人とは別の福祉避難所や避難所における配慮を求める声が出ています。そのほか、避難行動要支援者台帳への登録や災害時における医療の確保、重度の障がいの方や医療的ケアが必要な方への支援などの意見も出ています。なお、事業所による避難訓練が様々な形で実施されている状況です。

- 事業所にて避難訓練を実施している（避難訓練や防災訓練時に地域の方に参加を呼びかけて消火訓練など一緒に行っている、いろいろなパターンを踏まえて職員研修で訓練を行っている、緊急時の支援に対する会議を実施している、近隣に障がい者がいるという認識を持ってもらい災害時等避難の場合は協力をお願いしている、避難訓練を年2回実施している）【7件】
- 地域における支援体制が必要（自力で避難できない人への支援、日頃から当事者と地域とのつ

ながりが重要、地域で防災訓練や避難行動の支援計画を作成する、避難行動要支援者名簿に登録し地域での支援体制を整備する、日頃からの地域とのかかわりが災害時の情報伝達の有無を左右する、日常の見守りを民生委員に依頼するとともに研修を行っている)【6件】

- 障がい特性に応じた避難所の整備が必要(障がいのある人用のスペースの確保、他の避難者とのトラブルが心配、多くの人が集まる避難所で生活を送ることが困難な人もいる、パーティションや個室の整備)【5件】
- 福祉避難所の整備(直接避難したい、福祉避難所についての情報が少ない)【3件】
- 避難行動要支援者台帳の整備(台帳登録に基づく個別支援計画の作成、自主防災組織等の関係機関との情報共有と支援体制の整備)【3件】
- 避難場所が分からない
- 障がいの重い人は環境への適応が困難なため近隣の事業所で受け入れる体制が必要
- 投薬や治療が受けられない
- 安全なところに敏速に避難ができない
- 障がいのある方への対応ができる人の協力が必要
- 災害時避難計画の作成の検討が必要
- 医療的ケアが必要な人が災害時に受けられる支援の情報提供
- 障がい者に対する防災教育

③親亡き後の支援について

親亡き後の支援について、成年後見制度の利用に関する意見が多くみられました。具体的には制度の利用による金銭等管理の必要性や制度の充実・円滑に利用できる体制、成年後見を受ける法人の育成に対して意見が出ています。

また、施設入所やグループホームの利用に関する意見として、利用希望者が多いことと施設の不足への意見も出ています。そのほか、地域で生活していくための体制整備や障害福祉サービスと高齢者サービスの併用による支援など、様々な意見が出ています。

- 成年後見制度の活用(制度の利用による金銭・財産管理が必要、制度の充実、もっと使いやすい制度にする必要がある、成年後見を受ける法人の育成、スムーズな制度利用となる仕組みと支援体制、円滑に利用できる体制)【10件】
- 施設入所の利用(施設入所希望者が多い、入所施設が少ない)【4件】
- グループホームの利用(グループホームの不足、利用希望者が多い)【4件】
- 地域で暮らすための体制整備(施設に頼らず生活していく力を身につける、地域との関わりや支援が必要、親がいるうちに在宅サービスを利用しシミュレーションしておく、地域の社会資源の活用と関係機関の連携が必要、地域生活支援拠点の整備が必要)【4件】
- 親亡き後を考えないようにしている人もいる【2件】
- 施設やグループホームが定員いっぱいであることへの理解がない親が多い
- 障害福祉サービスだけでなく高齢者サービスとの併用により各サービス間が連携した支援が必要
- トラブルに対する不安

- 在宅サービスを利用するだけでは生活を支え切れない場面も考えられる
- 住む場所の確保
- 地域に溶け込めない
- 相談場所が分からない
- 親がしっかりしている家庭はすでに準備している
- 今後の生活の仕方を想定したシミュレーションが必要
- 頼れる人がいない場合、衣食住だけでなく金銭管理、財産管理も必要
- 自治体、相談支援事業所が中心となり、健康面や生活の質が低下しないようサポートする
- 家族や当事者、支援者の悩みや不安を共有する必要性
- 悩みや不安を共有する場
- 地域のセーフティネットの構築

⑭差別の解消、権利擁護について

差別の解消、権利擁護について、主に「理解」に関する意見が多くみられました。具体的には障がいに対する理解促進のための研修や幼少期からの教育・関わりなどに対して意見が出ています。また、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の周知が必要といった意見も出ています。

- 障がいに対する理解を深める（理解不足からくる差別意識の解消、障害に対する理解促進のための研修、児童期からの啓発・教育が必要）【4件】
- 成年後見制度を知らない（幅広い認知が必要）【2件】
- 福祉サービス利用援助事業（金銭管理事業）の周知が必要【2件】
- 成年後見人候補者が少ない（成年後見人候補者リストの作成ができないか）
- 成年後見制度の手続きに時間を要する（手続きが煩雑、相談機会はあるが手続きがスムーズにいかない）
- 無意識から差別が生まれている
- 目に見えない差別が存在する
- 精神障がいに対する誤ったイメージを払しょくするには学齢期からの教育が必要

⑮防犯、消費者トラブルについて

防犯、消費者トラブルについて、消費者トラブルに巻き込まれるケースがあるということで、具体的にはネットでの多額の買い物やインターネットゲームでの高額課金、スマホやネット利用により詐欺などに巻き込まれるリスクがあるという意見が出ています。

- 消費者トラブル（ネットで買い物をしすぎる、インターネットゲームで課金をしすぎる、電話・キャッチセールスにつかまってしまう、お金をあるだけ使ってしまう）【5件】
- スマホやネット利用が増え、犯罪や詐欺などのリスクが高まっている【2件】
- 消費生活センターの周知
- 販売者に対してもトラブル防止のための指導が必要ではないか
- 成年後見制度を使いやすい制度にしないと支援が難しいのではないか

- 新興宗教とのトラブル
- 地域や近所との繋がりが薄いと少しのことでも警察介入が選択肢となり大事になってしまう
- 何かあったときにはブザーを鳴らし地域の方に連絡できるようにしている
- 地域での見守りネットワークがあれば安心できるのではないか
- 専門の相談機関など、どこに相談すればよいのか知っておく必要がある

⑩公共施設等のバリアフリー化について

公共施設等のバリアフリー化について、トイレのバリアフリー化をはじめ、段差解消、広い歩道の設置などについて意見が出ています。そのほか、車いす利用者のための整備や知的障がい者へ情報提供する際の配慮などに対する意見が出ています。

- トイレのバリアフリー化（トイレが洋式でない）【2件】
- 段差の解消が不十分な公共施設が多い
- 外出支援のため広い歩道の確保や自転車専用レーンなどの整備が必要
- 公園へ外出しても舗装されていない場合があり、車いすで遊べる場所に限りがある
- 乗降時に広いスペースや屋根付きの駐車スペースが欲しい
- バリアフリー化の公共施設は増えているが、建物の老朽化に伴い危険になっている箇所もある
- 知的障がいがある人への分かりやすい情報提供と分かりやすい説明が必要
- すべての公立幼稚園で車いす等を園内で使用できるよう整備・調整が必要
- 市民体育館に障がい者専用の更衣室の設置がない

⑪選挙について

選挙について、投票所に行けない人への支援に対する意見が出ています。具体的には投票所までの移動支援、施設等での投票などに対する意見が出ています。また、障がいに応じた情報提供や周知の方法が必要といった意見が出ています。

- 投票所に行けない人への支援（投票所へ行くための移動支援がない、入院・入所施設で投票ができる方法を検討してほしい、外出困難時や入院中等の投票を可能とする方法の検討）【3件】
- 障がいに応じた形での情報提供や投票方法の周知が必要（知的障がいのある人たちへの分かりやすい情報提供）【2件】
- 候補者名を書かなくても指差しでの投票ができるようになってよかった
- 学校で選挙の学習時間があったのでとてもよかった
- 病院や介護福祉施設などで不在者投票ができるので投票権が行使されるように配慮する必要がある
- 代理投票や不在者投票が手軽にできるシステムの構築
- 投票場所や時間を予約制にしてほしい
- 障がいのある人が立候補し当選するのが自然といった世の中が望ましい

3. 障がいのある人及び児童がともに地域で暮らせる「地域共生社会」を実現していくため、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みについて、「理解を深める」という意見が大部分を占めています。具体的には、障がいのある人とない人の交流やイベントの開催、地域での交流・環境づくりなど、ふれあう機会や学ぶ機会を設けることについて、多く意見が出ています。

- 理解を深めること（障がいのある人と接する機会を増やす、「障がい」について学ぶ機会を設ける、誤解や偏見の解消が必要、地域を巻き込んだ研修会の実施、当事者との交流会やイベントの開催、祖父母の理解があれば保護者も楽になる、高齢者や地域の方へ障がいのある人との関わり方等の講演会を開催する、共に活動する機会が必要、少人数の住民が集まる集会等から参加して少しずつ啓発活動を行う、障がいのある人と一緒に話ができる機会が地域に必要、教育・交流を通して障がいを知ってもらう、積極的にボランティアを受け入れ一緒に活動する機会を設ける、福祉教育の時間以外でも関わりを持てる環境づくり、地域の方がどのような課題を持っているか地域の声を聴く、教育・職場・地域での話し合いや交流を繰り返し行う（対話と交流の反復）、障がい特性の啓発、障害者差別解消法の周知徹底と順守、自治会組織や地域のネットワークを活用し地域の人と日頃から繋がりお互いに意識して生活することが大切、地域全体が障がいの特性や配慮すべきことを把握してゆるやかに関わりをもつこと、人権啓発などを通じて住民理解を促進する、地域での福祉学習会など世代や属性を超えた住民の交流）【22件】
- 理解をする前に身近に感じる事が重要
- 接する機会が増え、偏見がなくなり地域住民の困りごととして考え行動できるようになってほしい
- 障がいの体験ができるようなイベントの開催
- 福祉事業所の活動を情報発信すれば理解も進むのでは
- バリアフリー等のハード面、福祉教育のソフト面、両方からの政策が必要
- 「地域共生社会」について正しく導いてくれるリーダーの存在も必要ではないか
- 地域の中での人間関係が希薄になっていることは課題である
- 福祉サービスの充実が生活の豊かさにつながるが、生活の主体が福祉サービスになると地域から離れてしまい、理解が進まなくなってしまう
- 地域の中で居場所を作っておく
- 障がいを持った人が働ける環境とともに、企業とソフト面で人を支える福祉サービスの充実
- 社会から孤立せず安心して生活ができるよう、切れ目のない支援が必要
- 現代は地域社会で協力するといった社会でないため、包括的支援の強化が必要
- 教育現場で共に学ぶ機会を提供し、共生社会が将来的に実現できるよう礎をつくる
- 地域共生のために守るべきルールや容認の範囲を共通意識として持ち、それらを順守するための教育や取り組みが必要
- 支援者も地域に入り込んで、住民にも寄り添った支援を行う

4. 在宅や地域での生活を望んでいる施設入所者や入院患者の地域移行を進めるためには、どのような支援が必要と思いますか。

地域移行を進めるための支援として、地域の見守りと理解を求める声が多く出ています。次にグループホームの整備、住まいの確保と保証人の問題、体験の場が不足しているなどの意見が多くみられます。

- 地域の見守りと理解が必要（地域住民に受け入れてもらえるよう理解を進める、特性を理解してゆるやかに関わる、相互理解を進めるための取組が必要）【6件】
- グループホームの整備（グループホームの新規開設、グループホームを支える職員の確保）【5件】
- 在宅サービスの充実（ヘルパーの充実、在宅サービスの事業所を増やす、福祉に携わる人材の確保、地域で必要な支援を受けられるサービス提供体制が必要）【5件】
- 住居の確保（住まいの問題、居住の場の確保、保証人がいなくても市営住宅に入居できる仕組み、公的保証人制度など保証人の有無を問わない住み方を増やす）【5件】
- 体験の場の確保（短期間からチャレンジできる場所、一定期間試験外泊のための部屋・環境の提供、地域での生活を体験できる施設）【3件】
- 安否確認、緊急時の支援体制の整備（在宅生活を送る上での見守り体制）【2件】
- 医療機関と支援者が共に取り組む体制づくり【2件】
- 健康状態の確認や金銭管理、対人関係の指導・援助を行うための支援の必要がある
- 定期的な巡回訪問や情報提供、助言を行う仕組み
- 通院や投薬が確実にできるための支援
- 障がいのある人が地域生活を送るために他者と協力、協調するための訓練
- 成年後見制度の利用が必要
- 自立生活援助事業所が市内にない
- サポーターの養成
- 地域や関係機関との対話、交流を繰り返し行う
- 在宅や地域で生活することを望んでいる人の把握
- ピアサポートの育成や住民への啓発活動
- 家族の相談窓口の確保
- 地域共生のために守るべきルールや容認の範囲を共通意識として持ち、それらを順守するための教育や取り組みが必要
- 支援者にも地域に入り込んで、住民にも寄り添った支援を行う
- 支援体制について地域移行前に十分な説明を行い、対象者だけでなくサポートする人が安心して地域移行を進める仕組みが必要

5. 今後、赤穂市において重点的に取り組む施策（事業）を挙げるとしたら、何がいいでしょうか。①から⑯の分野から3つ選び、その理由もお答えください。

今後、重点的に取り組むべき施策事業としては、「親亡き後の支援」が36.5%（19件）と最も多く、次いで「相談支援」が34.6%（18件）、「障害福祉サービス」が23.1%（12件）となっています。

最も多い「親亡き後の支援」を求める理由として、親や当事者の高齢化が進み、親亡き後の我が子の暮らしに不安を抱えていることから、入所施設やグループホームの少なさ、また、誰もが直面する課題であることを認識し、一緒に考えていく必要があるなどの意見が出ています。

項 目	件数(件)	割合(%)
親亡き後の支援	19	36.5
相談支援	18	34.6
障害福祉サービス	12	23.1
教育	11	21.1
緊急時・災害時の支援	11	21.1
療育	9	17.3
理解、福祉教育、人権	9	17.3
保健・医療	8	15.3
就労	7	13.5
交流、地域の助け合い（地域福祉）	7	13.5
障害者総合支援法以外の在宅サービス	3	5.7
防犯、消費者トラブル	2	3.8
公共施設等のバリアフリー	2	3.8
スポーツ・文化・余暇活動	0	0.0
差別の解消、権利擁護	0	0.0
不明・無回答	38	24.4

6. その他、障がい者施策全般についてご意見やご要望などがありましたらご記入ください。

全般的な意見として、報酬単価が低いという意見があり、ほかには新型コロナウイルス感染症への取り組み、関係機関との連携、生まれてから亡くなるまでのトータルケアなどの意見が出ています。

- 計画相談における給付費単価が低い中、モニタリングや計画策定では利用者の生活全般の状況把握をするため、赤穂市における地域生活支援事業の内容も盛り込んだ書類となっている。障害福祉サービスと地域生活支援事業を併用されている方について、赤穂市独自で給付費にかかわる予算（加算等）を考えてほしい
- 全国的に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、兵庫県内・赤穂市内においても感染者が発生している中、対応が長期化することを踏まえた障がい施策が必要である。（収入の減少した障がい者やそれを支援する障害福祉サービス事業所への予防対策に係る金銭的・物的サポートなど）
- 各関係機関の連携体制が整って、情報提供や共有が迅速に適切にできるようになり、障がいのある人も安心して生活できるようになってほしい
- 生まれてから亡くなるまで、トータルでその方にあった支援が受けられるような社会の実現を目指す
- 低年齢時から社会のルールやマナーなど、一般社会での生活に困らないよう、他者と円滑で良好な関係を築けるように訓練することが必要
- 新型コロナウイルスの対応に伴って、新しい地域としての取組が重要になっている。障がいのある人のサービスをどのように守り、発展させるのかは他の自治体の取り組みも参考に検討が必要と考える
- 障がいを持つ本人のみならず、障がい者をサポートする両親・家族のサポートや理解を得る活動が必要になると考える

第6期赤穂市障がい福祉計画等策定に向けたニーズ調査

本市では、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」の策定に取り組んでおります。

計画の策定にあたり、障がい者団体・事業所等の皆さまの活動状況や、本市の障がい者施策に対する意見を参考に伺い、今後の障がい福祉施策の推進に活かすため、本調査を実施いたします。

大変お忙しい中恐縮ですが、ご協力賜りますようお願いいたします。

なお、回答いただきました内容につきまして、赤穂市個人情報保護条例の規定に基づき、利用目的以外に公表することがあります。

赤穂市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

記載について

- 調査票の記載にあたっては、できるだけ詳しくご記入ください。
- 活動状況などについて、パンフレットなどの資料があれば、調査票と合わせて、ご提出をお願いいたします。
- 質問項目で、貴団体等の活動内容と関係のない項目や分からないところは白紙のままで結構です。(ご意見としてご記入いただいても構いません。)
- この調査票につきましては、**8月14日(金)までに**社会福祉課までご提出をお願いいたします。(メール、FAX可)
FAX 0791-45-3396
TEL 0791-43-6833
メール shougai@city.ako.lg.jp

●団体・事業所名 _____

●記入者名 _____

●記入年月日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

1. 団体・事業所の設立目的・組織の概要・活動内容などについて

設立年月日		活動場所	
構成人数 (職員数)			
活動内容（事業所におかれては、提供しているサービスをご記入ください）			
活動にあたっての問題点など			
今後の取り組みや、活動内容の拡大（サービス以外）について			
<p>※事業所の方におうかがいします。 障害福祉サービス等の新たな展開（拡大）については、下表にご記入ください。 （今後、3年程度を目途とした事業拡大について、ご記入ください。）</p>			
展開（拡大）する サービス名等	現在の提供状況（定員） （新規展開の場合は0）	提供予定数（定員） （総定員数を記入）	時期 〔未定の場合は〕 〔「未定」と記入〕
例) 生活介護 ※20人分を拡大の場合	20人	40人	令和3年10月

2. 障がいのある人を取り巻く日常生活について、ご存じの範囲で次の項目ごとに現在の状況や問題点・課題、必要な支援（整備）をご記入ください。

①相談支援体制について（福祉、医療、雇用、教育など、様々な分野における相談について）

②障害福祉サービスについて（不足しているサービス、子ども・成人・高齢者など、各ライフステージに応じて必要と思われるサービスなどについて）

子どものサービス

成人のサービス

高齢障害者のサービス

③在宅生活を続けるために必要なサービスについて（障害者総合支援法以外で、地域で生活していく上で必要と考えられるサービス）

④保健・医療について（健康相談や健康づくり、障がいの予防、早期発見・対応体制、医療的ケア、リハビリテーション体制、病院の受入・連携、難病の人に対する医療、精神障害の人の退院後地域移行に必要な支援などについて）

⑤教育について（小中学校の体制、理解、進路・進学、特別支援教育、放課後、長期休暇などについて）

⑥療育について（障がいのある子どもの医療、治療、育成、保育、教育などについて）

⑦就労について（一般就労、福祉的就労、職業訓練、企業の理解などについて）

2. 障がいのある人を取り巻く日常生活について、ご存じの範囲で次の項目ごとに現在の状況や問題点・課題、必要な支援（整備）をご記入ください。

⑧障がいや障がいのある人に対する理解、福祉教育、人権問題について

⑨障がいのある人のスポーツ・文化活動・余暇活動について（実施状況、取り組みやすさ、必要な支援・援助などについて）

⑩交流、地域の助け合い（地域福祉）などについて

⑪緊急時の支援について

⑫災害時の支援について

⑬親亡き後の支援について

⑭差別の解消、権利擁護について

⑮防犯、消費者トラブルについて

⑯公共施設等のバリアフリー化について

⑰選挙について

2. 障がいのある人を取り巻く日常生活について、ご存じの範囲で次の項目ごとに現在の状況や問題点・課題、必要な支援（整備）をご記入ください。

--

3. 障がいのある人及び児童がともに地域で暮らせる「地域共生社会」を実現していくため、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

--

4. 在宅や地域での生活を望んでいる施設入所者や入院患者の地域移行を進めるためには、どのような支援が必要と思いますか。

--

5. 今後、赤穂市において重点的に取り組む施策（事業）を挙げるとしたら、何がいいでしょうか。①から⑯の分野から3つ選び、その理由もお答えください。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ①相談支援 | ②障害福祉サービス |
| ③障害者総合支援法以外の在宅サービスについて | ④保健・医療 |
| ⑤教育 | ⑥療育 |
| ⑦就労 | ⑧理解、福祉教育、人権 |
| ⑨スポーツ・文化・余暇活動 | ⑩交流、地域の助け合い（地域福祉） |
| ⑪緊急時・災害時の支援 | ⑫親亡き後の支援 |
| ⑬差別の解消、権利擁護 | ⑭防犯、消費者トラブルの解消 |
| ⑮公共施設等のバリアフリー化 | |

番号	その理由

6. その他、障がい者施策全般についてご意見やご要望などがありましたら
ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

今回ご記入いただきましたアンケートにつきまして、ヒアリングを希望される団体・事業者様におかれましては、社会福祉課障がい福祉係までご連絡
くださいますようお願いいたします。

※日程の調整の結果実施できない場合があることをあらかじめご了承ください。